

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 9 日

上士幌町長 竹 中 貢

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

上士幌町（上士幌地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 4 年 3 月 7 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

個人 1 1 5 経営体、法人 3 0 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域内の農地所有者が農地の出し手となる場合は、原則として中心経営体に所有権の移転を進めることとし、事情により貸し出す場合は、中心経営体が将来にわたり安定的に営農できるよう農地中間管理機構を利用し、権利設定の長期化を推進する。

中心経営体の分散圏を解消するため、農用地利用改善組合での農地利用調整及び農地中間管理機構の利用を推進する。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・担い手への農地集積を推進し、生産性の向上を図るとともに、農業機械の更新、コントラ利用など、省力化と経費削減に積極的に取り組み、収益の増加を図る。
- ・農産物の適切な管理により品質を高め、付加価値向上を図る。
- ・農産物加工や直売など 6 次産業化の取組みを推進し、農業所得の向上を図る。
- ・新規就農者への支援を行い、新たな担い手の確保を図る。